

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：羽生都市計画下水道事業特別会計

事業名	公共下水道		
事業開始年月日	S51.12.8	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名※	羽生市	職員数※(H19.4.1現在)	10
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	313円(H17)	公営企業債現在高(百万円)	8,701
累積欠損金(百万円)	0	利益剰余金又は積立金(百万円)	0
不良債務(百万円)	0	財政力指数※	0.74
資金不足比率(%)	0	実質公債費比率※(%)	17.7
		経常収支比率※(%)	86.6

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	羽生市下水道事業特別会計経営健全化計画
計画期間	平成19年度から平成23年度
計画策定責任者	羽生市長 河田 晃明
既存計画との関係	第4次羽生市行政改革大綱集中改革プラン
公表の方法等	羽生市ホームページに掲載し公表します。また、議員につきましては、全員協議会で報告いたします。
基本方針	下水道事業については、特別会計を設けることにより「独立採算制」により行うことが大前提ではありますが、歳入予算の内訳としては一般会計からの繰入金で補っているのが現状でありますので、維持管理の効率化や機能向上を図りながら水洗化促進強化に努力し、下水道使用者と未使用者の公平を確保するため定期的に下水道使用料を改正し、下水道特別会計の健全化を図ります。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	356	781	1,030	2,167
	補償金免除額	47	172	206	425
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				0
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	239	281	325	845

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業	356,442	780,963	1,029,541	2,166,946
	合 計 (A)	356,442	780,963	1,029,541	2,166,946
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
	合 計 (B)	0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		356,442	780,963	1,029,541	2,166,946

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
	合 計 (A)				
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
	合 計 (B)				
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業	238,693	281,439	325,436	845,568
	合 計 (A)	238,693	281,439	325,436	845,568
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
	合 計 (B)	0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		238,693	281,439	325,436	845,568

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>下水道事業特別会計については、独立採算制により事業を行っていかねばなりません。現状では、使用料だけでは維持管理費を賄えきれない状況で平成18年度歳入決算は、約53%を一般会計繰入金で賄い、当市は単独で処理場を保有するため建設等に借り入れた起債の元利償還金が、平成18年度歳出決算の約68%を占めている状況です。</p> <p>また、処理区域内に大きな集合住宅、工場もなく有終水量が少ないため資本費が高い水準となっております。</p>
経営課題	<p>課題 ① 使用料の適正化</p> <p>使用料は、事業を運営していくための唯一の収入であり、また、下水道使用者と未使用者の公平を確保することからも、平成21年度に市民等に理解をいただきながら、料金改定を行います。</p> <p>課題 ② 維持管理における民間委託の推進</p> <p>厳しい財政状況で、効率的な処理場等の維持管理を進めるため、包括的民間委託等導入を検討し経費の節減に努めます。</p> <p>課題 ③ 使用料の徴収強化</p> <p>使用料の徴収は水道課に委託しておりますが、未納者に対し水道課と連携をとり、夜間の戸別訪問や電話による催告等により収納率の向上を図ります。</p> <p>課題 ④ 給与、手当等の削減</p> <p>組織、機構の見直し及び定員管理の適正化を図り、給与については一般会計に準じて今後も適正な処理を行ってまいります。地域手当について、平成22年度に廃止できるよう検討を進めます。</p> <p>課題 ⑤ 水洗化の促進</p> <p>浄化槽使用者については、実情として個人の意思に委ねられていますが、経営状況の改善を図るため戸別訪問等により下水道への接続をお願いします。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円，％）

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)		695	651	657	663	633	591	539	573	593	584
	(1) 営 業 収 益 (B)		205	205	216	225	225	236	247	271	283	296
	ア 料 金 収 入		176	176	187	196	197	207	218	241	253	266
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
	ウ そ の 他		(29)	(29)	(29)	(29)	(28)	(29)	(29)	(30)	(30)	(30)
	(2) 営 業 外 収 益		490	446	441	438	408	355	292	302	310	288
	ア 他 会 計 繰 入 金		473	437	432	436	408	355	292	302	310	288
	イ そ の 他		17	9	9	2						
	2 総 費 用 (D)		647	630	614	590	565	574	435	394	381	378
	(1) 営 業 費 用		198	184	187	185	181	205	187	177	179	180
	ア 職 員 給 与 費		44	41	43	40	38	43	32	32	32	32
	ウ ち 退 職 手 当		6	6	6	6	6	6	5	5	5	5
	イ そ の 他		154	143	144	145	143	162	155	145	147	148
	(2) 営 業 外 費 用		449	446	427	405	384	369	248	217	202	198
ア 支 払 利 息		14	14	13	12	11	11	10	10	9	8	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息		435	432	414	393	373	358	238	207	193	190	
イ そ の 他							4	4	4	4	4	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		48	21	43	73	68	17	104	179	212	206	
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)		840	828	592	666	699	2,583	2,450	1,484	1,075	1,125
	(1) 地 方 債		247	220	164	312	297	1,925	1,808	868	482	488
	(2) 他 会 計 補 助 金		391	433	374	317	298	332	288	296	284	311
	(3) 他 会 計 借 入 金											
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金		137	124	27	18	81	314	340	309	300	317
	(6) 工 事 負 担 金		60	46	22	17	21	10	12	9	7	7
	(7) そ の 他		5	5	5	2	2	2	2	2	2	2
	2 資 本 的 支 出 (G)		884	879	636	713	759	2,654	2,559	1,663	1,287	1,331
	(1) 建 設 改 良 費		507	466	198	234	247	744	694	668	630	651
	ウ ち 職 員 給 与 費		54	53	55	50	48	45	45	45	45	45
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		372	408	433	477	510	1,908	1,863	993	655	678
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金											
(5) そ の 他		5	5	5	2	2	2	2	2	2	2	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 44	△ 51	△ 44	△ 47	△ 60	△ 71	△ 109	△ 179	△ 212	△ 206	

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率 (%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
料金回収率※ (%)	20	20	21	21	21	21	24	25	25	25	
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	68	63	63	62	59	52	54	56	57	55	
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用) (%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
繰入金比率	収益的収入分 (%)	56	52	55	59	59	54	52	51	52	53
	うち基準内繰入金 (%)	19	21	21	19	21	22	21	19	19	18
	うち基準外繰入金 (%)	81	79	79	81	79	78	79	81	81	82
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)										
	うち赤字補てん的なもの (%)										
	資本的収入分 (%)	44	48	45	41	41	46	48	49	48	47
	うち基準内繰入金 (%)	11	10	10	12	11	12	12	10	12	12
	うち基準外繰入金 (%)	89	90	90	88	89	88	88	90	88	88
うち赤字補てん的なもの (%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	使用料は、事業を運営していくための唯一の収入であり、また、下水道使用者と未使用者の公平を確保するうえで必要であり、使用料単価が平成18年度末101円/m ³ と低額ですが、今の経済状況を鑑み平成21年度に5%の料金改定を行い、今後一定の期間で見直し、改正を行っていきます。
2 他会計繰入金の見込み	平成20年度に職員1人の削減、平成21年度に使用料5%の改定を行い他会計からの削減を図ります。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	羽生市水質浄化センターは、昭和61年稼働から21年を経過し、耐用年数を超える設備、機器の老朽化及び汚水量等の増量に対応するため平成18年度から増改築工事を進めています。平成18年度150百万円、19年度574百万円、20年度621百万円、21年度563百万円、22年度545百万円、23年度566百万円、24年度～30年度2,257百万円を計画しています。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="147 300 613 427">○ 地方公務員の職員数の純減の状況 <li data-bbox="147 427 613 1094">○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="197 533 613 676">◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 <li data-bbox="197 676 613 820">◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 <li data-bbox="197 820 613 963">◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 <li data-bbox="197 963 613 1094">◇ 福利厚生事業のあり方 	<p data-bbox="622 331 2024 389">一般会計に準じた定員管理の適正化に努め、事務事業の見直し、IT化の推進及び事務の効率化、合理化を図ることで平成17年1人、平成18年度1人の削減を図りました。また、平成20年度1名の削減を図ります。【課題④】</p> <p data-bbox="622 571 2083 628">国の給与構造改革に合わせて、人事評価制度を導入した新たな給与制度を平成19年4月より実施している。地域手当については、現在6%支給を平成22年度には廃止できるよう検討を進めます。【課題④】</p> <p data-bbox="622 724 1339 756">下水道課立ち上げ当時から、技能労務に従事する職員はいません。</p> <p data-bbox="622 868 1944 900">定年退職に係る特別昇給は、平成13年度より廃止しており、勸奨退職に係る特別昇給も平成18年度に廃止しました。【課題④】</p> <p data-bbox="622 1011 1688 1043">近隣自治体と歩調を合わせ、共済組合の事業の見直し、負担割合の適正について検討していきます。</p>
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="147 1203 613 1347">○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 <li data-bbox="147 1347 613 1476">○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 	<p data-bbox="622 1251 1308 1283">経常経費については、前年度決算の2%削減に取り組みます。。</p> <p data-bbox="622 1378 2047 1436">処理場及び中継ポンプ場の維持管理を業務委託していますが、経費削減等を図るため、下水処理場等の維持管理における包括的民間委託等について検討していきます。【課題②】</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	<p>○ 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p> <p>使用料は、事業を運営していくための唯一の収入であり、また、下水道使用者と未使用者の公平を確保することからも、平成21年度に市民等の理解をいただきながら料金改定を行います。【課題①】</p>
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	<p>○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p>羽生市のホームページに記載します。</p> <p>○ 行政評価の導入</p> <p>行政改革を進めるため、行政改革大綱集中改革プラン及び財政健全化計画に基づき毎年評価しています。</p>
5 その他	<p>下水道使用料は水道課に徴収を委託し水道料と一括徴収していますので、水道課と協力し戸別訪問等により徴収強化を図ります。【課題3】 浄化槽の場合においても下水道の速やかな接続が義務づけられていることから、水洗化率向上を図るため理解を得られるよう戸別訪問を行います。【課題5】</p>

- 注 1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。
- 2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	平成17年度、18年度各1名の職員を事務の効率及び合理化を図り削減した状況で、限られた職員数の中で最大限の市民サービスが出来ているか、現状を把握し今後の職員数の削減の参考としたい。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	使用料は、受益者負担原則の観点から適正な使用料の見直し、改正を行うことが必要と考え、また、これに合わせ経費の縮減が必要になることから、民間的手法の活用、一般事務的経費の総点検により経費節減を図り、繰越欠損金が生じないよう努めます。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	職員一人一人自覚を持ち事務事業等の抑制を図り、また、今回の、公的資金補償金免除繰上償還を有効に活用し、少しでも一般会計からの繰出金を減額します。
4 その他	処理区域内にある未接続会社等を積極的に訪問し、使用料の増額を図ります。

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

<ol style="list-style-type: none"> 1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。 2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。 3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。 4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。 5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。 6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。 7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。 8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。 9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。 10. 必要に応じて行を追加して記入すること。
--

V 線上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(5) 下水道事業

区分	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画2年度)	平成21年度 (計画3年度)	平成22年度 (計画4年度)	平成23年度 (計画5年度)	計画合計
収入の確保	① 処理区域内人口(人)	20,638	20,778	21,168	21,393	21,404		21,654	21,954	22,194	22,424	22,694	
	A 増減	285	140	390	225	11	766	250	300	240	230	270	1,290
	水洗便所設置済人口(人)	15,029	15,878	16,989	18,094	18,797		19,272	19,868	20,418	20,854	21,350	
	B 増減	1,048	849	1,111	1,105	703	4,816	475	596	550	436	496	2,553
	水洗化率(%)	73	76	80	85	88		89	90	92	93	94	
	C 増減	4	3	4	5	3	15	1	1	1	1	1	5
	有収水量(㎡)	1,621,536	1,650,132	1,749,915	1,914,482	1,941,153		2,018,799	2,099,551	2,183,533	2,270,874	2,361,709	
	D 増減	54,985	28,596	99,783	164,567	26,671	374,602	77,646	80,752	83,982	87,341	90,835	420,556
	② 使用料単価(円/㎡) (使用料収入/有収水量)	108	106	107	102	101		102	101	107	107	107	
	E 増減	△ 4	△ 2	1	△ 5	△ 1	△ 11	1	△ 1	0	0	0	0
	③ 料金改定率(%) (料金改定実施年度に記載)	97	98	98	98	97		98	98	99	99	99	
	G 増減	0	1	0	0	△ 1		1	0	1	0	0	2
④ その他()													
H 増減													
経営の効率化	⑤ 職員1人当たりの営業収益(千円)	17,012	17,047	17,950	20,418	22,454		22,900	20,711	21,155	21,511	21,866	
	増減	55	35	903	2,468	2,036	5,497	446	△ 2,189	444	356	355	△ 588
	職員数(人)	12	12	12	11	10		10	9	9	9	9	
	増減	0	0	0	△ 1	△ 1	△ 2	0	△ 1	0	0	0	△ 1
	管理運営費(千円)	1,018,350	1,037,265	1,046,905	1,066,656	1,074,532		1,078,455	1,007,125	1,040,107	1,043,626	1,065,234	
	I 増減	18,087	18,915	9,640	19,751	7,876	74,269	3,923	△ 71,330	32,982	3,519	21,608	△ 9,298
	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	49	50	49	50	50		50	46	47	47	47	
	J 増減	1	1	△ 1	1	0	2	0	△ 4	1	0	0	△ 3
	汚水処理原価(円/㎡)	537	538	514	486	487		482	424	433	422	422	
	K 増減	△ 9	1	△ 24	△ 28	1	△ 59	△ 5	△ 58	9	△ 11	0	△ 65
	汚水処理原価(維持管理費)(円/㎡)	78	77	71	69	65		75	70	66	67	65	
	L 増減	1	△ 1	△ 6	△ 2	△ 4	△ 13	10	△ 5	△ 4	1	△ 2	0
⑥ その他()													
M 増減													0
使用料回収率(%) (E/K×1,000)	20	20	21	21	21		21	24	25	25	25	25	
増減	0	0	1	0	0		0	3	1	0	0	0	
累積欠損金比率(%)													
増減													
企業債現在高(百万円)	9,534	9,347	9,078	8,914	8,701		8,718	8,663	8,538	8,365	8,175		
増減	△ 125	△ 187	△ 269	△ 164	△ 213		17	△ 55	△ 125	△ 173	△ 190		
収入の確保	使用料収入	176	176	187	196	197		207	218	241	253	266	
	改善額	7	7	18	27	28	87	38	49	72	84	97	340
	①有収水量の増加	7	7	18	27	28	87	38	49	60	72	84	303
	②使用料の適正化							0	0	12	12	13	37
	③収納率の向上												0
その他④()													
改善額													
経営の効率化	管理運営費	1,018	1,037	1,047	1,067	1,075		1,078	1,007	1,040	1,044	1,065	
	うち職員給与費中の退職手当を除いたもの	92	88	92	84	80		82	72	72	72	72	
	改善額	0	0	0	8	12	20	10	20	20	20	20	90
	⑤職員給与費の適正化	98	94	98	90	86		88	77	77	77	77	
	維持管理費(上記以外)の適正化												
	うち職員給与費中の退職手当	6	6	6	6	6		6	5	5	5	5	
	その他⑥(区画整理地内管渠先行工事)												
改善額													
計画前5年間改善額 合計							107	改善額 合計					430

○計画前年度において使用料単価150円/㎡(20㎡当たり3,000円)未満(処理原価が150円/㎡未満の場合は処理原価未満)の事業にあつては、下記に使用料適正化の考え方を記載し、当該適正化による増収額を②に記載すること。

○「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

○「経営の効率化」その他⑥の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

(参考) 補償金免除額 425

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組について)

- 使用料適正化の考え方 使用料は、事業を運営していくための唯一の収入であり、また、下水道使用者と未使用者の公平を確保することからも、平成21年度に市民等の理解をいただきながら料金改定を行います。
- 民間委託の取組状況
- その他に記載された項目に関する取組等